

第二十三回 参議院大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日(木曜日)午前十一時十二分開会

委員の異動

十二月十四日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として松本治一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 大矢半次郎君
山本 米治君
戸叶 武君
土田國太郎君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
菊田 七平君
白井 勇君
苦米地義三君
藤野 繁雄君
成瀬 幡治君
片柳 眞吉君
小林 政夫君
前田 久吉君
木村禎八郎君

國務大臣

農林大臣

政府委員

自治庁財政部長 後藤 博君
大蔵政務次官 山手 滿男君
大蔵省主計局長 宮川新一郎君
大蔵省理財局長 河野 通一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 大蔵省主計局長 村上孝太郎君

説明員

大蔵省主計局長 村上孝太郎君

本日の会議に付した案件

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税及び金融等に関する調査の件(財政投融資に関する件)

○報告書に関する件

○請願に関する件

○委員長(岡崎眞一君) これより委員会を開きます。

まず交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたして、質疑を行います。

○木村禎八郎君 この改正案の十項について、いわゆる百六十億の借入金に相当する金額は「一般会計からの会計に繰り入れるものとする」ということになっておるのですね。この点についてもう少し突っ込んで内容を承わっておきたいと思うのです。

御承知のようにこの法律の一番の実体は、今地方行政委員会にかかっている地方財政特別措置法ですか、あれですけれども、一番問題になるのは、一応この法律をかりに認めるとしますと、一般会計からの繰り入れの問題が

明らかになってないという責任は持てないわけですね。そこでどういう形で一般会計から繰り入れるか。これは事務当局だけでは御答弁しにくい点もあるかもしませんが、事務当局のごく事務的な計数について答弁できる範囲で答弁してもらいたい。要するに百六十億を一般会計でこの次の通常国会へ出てくると思いますが、一般会計補正の内容です。大体大蔵省の方でも目安がついておるんじゃないかと思うのです。それでなければならぬはずだと思ふのです。今どういうようなことになっておるか、その点から一つ。

○政府委員(宮川新一郎君) お答え申し上げます。木村先生の御質問まことに

省の事務当局といたしましては、今回の百八十八億の地方財政に対する財源措置を講ずるにつきましては、一応の数字を出したことは事実でございます。しかしながら、何分速急にこの金額はきまりましたものでございますから、閣議にも諮ったのでございますが、その後公共事業費の繰り延べ等につきまして、なお実際の運営に支障を来たさないようにもう少し各省と事務的に折衝を重ねまして、的確な数字を出すようにすべきであるという見地に立ちまして、百六十億の内容につきま

しては、ただいまのところはなほ遺憾でございますが、的確に申し上げる段階にございません。

ただこのうちのおもなものは、何と申ししましてもやはり公共事業費の系統

の節約によつてまかなわれるものと期待いたしております。と申しますのは、予算委員会等におきましても、大臣からも答弁があったと思うのでありますが、二十八年度、二十九年度も節約いたして、なおかつ相当な繰り延べの額があることから見ても、今年度は暫定予算の關係で本予算の施行がおりませんでしたので、前年度以上に繰り延べがあるのではないかと、かように期待しております。また賠償等特殊債務の理費につきましても、今のところ正確に計数ははじがたないのであります。が、若干の不用額も出ると思ひますし、一般経費の中におきましても、赤字補てんのために用意いたしております農業保険費關係に相当程度の不用額が出る見込みでございます。外航船舶建造融資利子補給のために予定しておりました金額が、市中融資の割合が減りました關係でこれまた不用額がかなり出るとはなからい。それからまた一時の国庫の資金の運用上発行を予定しておりました大蔵省証券の発行利子三億一千万円、これもまた不用になるのではないかと。それからまたたなお入場譲与税の譲与金が、予算編成當時に比へまして入場税の増収が見込まれるというふうなことから、これまたかなり出るとはなからい。うなところから、合せまして百六十億程度は必ず来たるべき通常国会において予算補正ができるものと私は存じておるのでございますが、それ以上詳細な計数に触れることは、大蔵省の試案

的なものはおもろんございませうけれども、国会におきまして、まだ閣議として正式、最終的にきめるまでに至つておりませんので、お許しを願ひたいと思ふのでございます。

○木村禎八郎君 実はこの法律の一番の実体的な内容というのは、今お話しになったことが大切なわけなんです。それがわからないでこの百六十億を借り入れてよろしいと、われわれはんこをかりに押した場合、承認した場合、あとになって、いや、その一般会計からの補てんの仕方はそういう予想をしたのではない。たとえば公共事業費節約も、これももう打ち切りになるということも、これも何かわなければならぬのですが、大体に八十八億と一億、たとえば節約額は、治山治水が三十六億とか港湾が九億とか、食糧増産が二十三億、災害關係が五億、こういう点についてもまだ具体的にそれが妥当であるかどうかということはやや検討しなければならぬです。数字がわからぬのではんこを押すということ。は非常に私はおかしいと思ふのです。本来ならばここではっきり一般会計の補正を出すべきであるし、また實際これから節約をして不用額を立てるとしても、国会の議決を経ないで何か実行予算的な形で節約をしていったりなんかすると、これは前から言つておるが、財政法の二十九条の二項ですか、確かにあれに触れるような気がするの

ですがね。そこで一応大蔵省の方の最

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

大蔵委員会議録第四号

昭和三十年十二月十五日

【参議院】

第五部

○政府委員(山手瀧男君) ただいまの御質問は一応もつとめたと私ども考える次第でございますが、百六十億を公共事業費で大体八十八億というふうに一応考えておりますのは、例年このいづれも相当な公共事業費の繰り延べ、そのほか節約があるのであります。昨年の例をとって考えてみましても、相当額を節約をいたしました上に六十数億の節約あるいは繰り延べがあったわけでございます、従来からの経験からいたしまして、大体今年九十億程度のそういう繰り延べないし節約があることは、ほぼ間違いないという従来からの経験からいたしまして、確信を持ってこういう計算をいたしましたわけがあります。

○木村薩八郎君 どうも例年九十億くら
いの不用額が立つから、それだから
これを地方財政の赤字補てんの融資
の、一般会計からの補てんに充てて
いて、そんなイージーに考えて一休
いものかどうかですね。それを私は

に借り入れをしたりなんかするということではなしに、そうした工事のできないものはその年度としてはそれはそれで切りをつけて、工事としてはずつと繰り越して、新しい年度において優先的に取り上げていくという、こういう

よつて不用を立てて赤字を埋めるといふ点が政治的には一番もめた点でしよう。これは特に公共事業費関係は、これはまた実際に影響も非常に大きいのですよ。実際問題としては、治山治水とか港湾とか、漁港の問題、食糧増

一般経費の節約が大抵四十二億といわれておりますが、どうもいつも非常に悪い影響を一般の人に与えております。前は経費節約を一割やっただけでしょう。その上にまた経費節約をする。そうする一般経費というものは非常に過

するといふふうなことは、できるだけ避けたいという方針でやつておるわけであります。

○木村禰八郎君 いや、その打ち切っちゃやうというのでなくて、繰り延べだつてやはり計画変更というのが起るでしょう。

○政府委員(山手満男君) そういうことが多少起ると思います。

○木村禰八郎君 そうですね。そうなの

るとだから問題なんですよ。計画変更

が起るのに、国会の議決を経ないでそ

ういうことが一体できるのかどうか。

だからそれは実行予算的考えたという

のですよ。それは金額が大きい少いの

問題じゃなく、前にも
割天引き節約

のときも問題にしたのですが、一応次

の通常国会で一般会計の補正が出てき

ます。その補正が出てきたあとにおいて

てやるのならこれはいいいけです。し

かしその事前において、国会の議決を

経ないでそういう計画変更が行われる

という場合は、憲法八十三条の国会の

議決を経なければ支出してはいけない

という、国会の予算審議権を政府が勝

手に侵害するということになると思う

のですよ。ですから本来はここでちや

んと一般会計補正で組んで出すのがほ

んとうなんですよ。そうしないであと

になつてそういうものを出してくると

いうことは、どうしてもこれが二十九

条の二項に觸れる。わざわざ財政法二

十九条で新らしくああいう規定を設け

たのです。それを無視して、どうもだ

んだん財政法のいろんな規定をルーズ

に解していくような傾向があるのです

が、それは結局国会の予算審議権とい

うものに対して行政の方がこれをだん

だん侵害しているということを意味す

1

と思ふ。今度の問題は金額はそう大きくないと思ふのですが、私はいつも、この前の一期天引きの実行予算的なやり方にも反対したのである。旧憲法のもとでは御承知のように予算は支出の最高限度をきめたのだから、その範囲内で節約したり何かすることは、これはかまわないのだという考え方だったのです。ところが新憲法では違ひのです。それははっきり違ひの事です。それを従来の考え方でもやっておくように思ふのです。この点どうですか。

○政府委員(山手満男君) 今お尋ねのような点もございまして、われわれも慎重に議論をいたしたのでございませうけれども、頭から切るとか何とかがいうことではなしに、自然に繰り越しになると申しますか、初め暫定予算のほかに予算の執行がはかばかしくなつて、当然に、自然に繰り越すものも出て参りますので、そういうものをうまく調整をし、拾ひ集めて、今のような状態が起きる場合には、補正のときに当然この国会に提出をいたしまして、皆さんの御審議を仰ぐ、こういう形で、そういうふうなことの無いようにいたす所存でございませう。

○木村義八郎君 もう議論になりますからこの点は簡単に述べますが、補正のときに、一般会計の補正のときにやるのはあたりまえです。補正をやつてからそういうことをやるべきで、その事前に計画変更その他が起つてくるのです。それを国会の承認なくしてやることは正しくないというのです。そういうことを私は言つてゐるのです。それが、極端に言いますと、たとえ

ば国会である予算をきめた、ところが政府が勝手にこれは実行予算というやうな考えで、それを国会できめたのは最高のワケだ、それを超過して……ワケ内において節約したり何かするのには行政の自由だなどという、国会の予算の審議権というものは侵奪されるわけですよ。それだから財政法二十九条の二項において、そういう場合には、すでに成立した予算を変更する必要がある場合には、この修正を提出するところであるという道がちゃんと開いてあるのです。それを今度やらないのです。やらないというのは、便宜的に、間に合わないとか間に合うとか、そういうふうな言つていいますけれども、それはやろうと思へば間に合うのです。間に合わないというものはありません。それがこの十項ですか、この法案の十項においてただ簡単に、一般会計の繰り入れによつてこれを補てんするといふだけでは私は済まないと思ふ。しかも一般会計で補てんするといつても、その内容ははっきり示さなければならぬのに、それを少しもせずして、そうしてこれを認めるといつたて無理じやないかと、これはもう議論です。……今後、しかし、どうも大蔵当局はだんだん旧憲法下のあの予算の考え方、通コースに展りつ

つあるやうな気がするのです。

○説明員(村上孝太郎君) 財政法二十九条の二項の解釈につきまして、ただいま木村委員のおっしゃいましたやうに、できるだけ国会に御相談申し上げて、予算の執行についてもやつていく、それが民主的な考え方だと、これはまあ御方針として私はごもっともだと思ふのでございませうが、この二十九

条二項……、旧憲法、新憲法ということをおっしゃいましたけれども、現在の財政法の二十九条を受けております。憲法の規定は、憲法八十三條の財政の処理に關することについて国会の議決を経るということであつて、それは直ちにこの予算に對する議定権が、最高も最低もともに予算できめたものによつて拘束されるのだというふうなことは理解してございませう。二十九条二項の趣旨は、要するに節約をいたします場合に於いても、節約によつて国会が議定いたしましたときの行政目的等を変更するやうな場合には、たとい予算の金額を減らす場合には、たとい予算の金額を減らす場合に於いてもできるだけこれを国会に御相談申し上げて執行する方が民主的であると、こういう精神が二十九条の二項になつてゐるのだと思ひます。今度のいわゆる一般会計における百六十億の節約がいわゆるその意味における行政目的を変更するやうな節約であるかどうか、これは内容自体がまだはっきりいたしておりませんので、ここで具体的に申し上げるわけにも参りませんけれども、そういう意味から申しますと、二十九条の二項に必ずこの今度の補正予算の性格から申しまして違反するものだと、こういうふうにも私たちが考へないのでございませうが、そういう意味におきまして、確かに政府が予算を執行しますときに、議定されました予算の金額を減らすといふ場合に二通りありますので、今申し上げたやうに、行政目的を変更するやうな節約をするといふ場合には確かにこの二十九条の二項にかかつてくる。そうでなければ、私は節約を政府限りでやりまし

ても必ずしも予算の国会の議定権を侵すものではなからうと、こういうふうな考へております。

○木村義八郎君 私はもっとも広義に考へてゐるのです。予算の一番重要な点は、各項目の金額自体にもありますけれども、予算の性格というものが大切だと思ふのです。性格というのは、た

だ防衛費にどのくらいウェット、民生費にどのくらいウェット、公共事業費に……とか、そういうバランスが破れるやうなときこれはやはり性格が破れるのであつて、單なるある項の金額がふえる、ふえないでなく、やはりそのバランスというものが要するに予算の性格の一つです。重要な性格だといふので、われわれはもと政策的に考へてゐるのですが、たとえば最初鳩山内閣は社会保障費に重点を置くと言つた。ところが社会保障費の内容を見ると、生活保護費についていえば八億も減つてゐる。結核対策費が二億も減つてゐる。それから公営住宅の予算は前年度の百十八億から百六億に減つてゐるのです。こういうやうな、もし節約があるならば、そつちで持つていかなければならぬじやないかという議論も出てくるのです。

一つの予算のバランスの問題、性格の問題として問題があるのです。われわれはあの八十三條できめるときに、やはり單なる金額ばかりでなく、そういうものも含めて問題にしているのです。それが變つてくるので、そういう場合にやはり国会の承認を経る、これは賛否はまた一應別ですけれども、きめるべきじやないかと、こういう立場で言つてゐるわけなんです。私は、ですから厳密に法律解釈として

あれしつたならば違反してゐないのだ、国会の議決対象も項以上であつて、以下の科目については行政の責任というやうな法律解釈だけだつたら、あるいは違反してゐないといふことも言えるかもしれない。しかし、私はただその精神を言つてゐるだけであつて、そういう意味なんです。

○政府委員(吉川新一郎君) ただいまの木村委員の御発言、まことにごもっともであると存じます。今回一般会計の補正をいたさないで借入金でまかなつておくと、そしてあとから一般会計の補正をするといふことで、一般会計の補正をするといふことで、一般会計から百六十億繰り入れるやうな措置をしてゐるか、国の予算全般としてこの際何を節約すべきか、また何として地方財政に回すべきか、今言われましたやうに、社会保障に回すべきか、この辺のところは総合的に検討すべきだと思ひます。御趣旨はまことにその通りだと思ひますが、御承知のように今の地方財政の現況にかんがみまして、やむを得ず今同様のやうな措置をとつた次第でございまして、一般会計の補正をいたします際に十分御審議を願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 私は議論になりますからこの程度にとどめますが、ただそういう問題になるから、なぜはつきりした一般会計の補正を出してこないかと、こういう問題です。そうするとこ

こで議論の対象がそれではもうありません。これはあとで一般会計の補正のときに十分御説明しますといひますが、ほんとうは今やらなければいけないのです。百十八億の内容としても、それが妥当であるか妥当でないか、今議論しなければいけないのです。ほん

た議論しなければいけないのです。ほん

とは。それをこの次の一般会計の補正のときにはつきりきめて、そして御審議を仰ぎますというのでは、これは私は正しくない、こういう意味です。しかしこれは議論になりますから御答弁は要りません。

それで自治庁の方に一つ伺いたいと思います。本年度の百六十億の手当てですね、これについて金額自体が妥当であるかどうかというところも一つ問題じゃないかと思うのですが、これは自治庁の方ではどういうふうに考えておられるのですか。たとえば知事会あたりでは五百七十億という数字が出ておりましたね。いろいろの項目をあげまして、金額自体百六十億というのは交付税の三割に当る分ということになっていくわけですね。しかしその地方財政の赤字の方から見たらどういふのですか、交付税の三割に該当するようないふ形ですが、しかし三十年度の地方自治体の赤字自体の方から見たらどういふうに……

○政府委員(後藤博君) 百八十八億の措置の経緯のことであると思います。地方制度調査会で本年度の財源不足額を幾ばくという議論になりました。そしていろいろの検討をいたしました結果、給与費を除いて約二百億程度、こういうことになりましたわけでありま。

その二百億を出します場合に、出し方がいろいろございます。本年度、年度の途中でございますから、はつきりした赤字の見通しをつけるわけには参りません。従って一つの方向としては、現在の地方財政計画上の算定漏れを中心とした考え方、それが直接的な

考え方だろうと思いますが、もう一つ間接的な考え方として、今の交付税率の二二%のきまりました以後に起ったいろいろの現象、それから二二%をきめました当時ありました問題で見ておりましたところの問題、そういうものを含めまして間接的に測定する方法と二つあるわけですね。調査会におきましては後者の方の交付税算定の基礎を中心とするところの方式をとったわけでありま。

たとえば国税三税の減税分をはね返らせるべきではないか、それから警察費の昨年度の負担増をやはり平年度化してはね返らせるべきではないか、そういうようなことを中心にして、約二百億の財源不足額が、給与費を除いてある。こういうことになったわけでありま。従いまし給与の関係を別にあるわけでありま。給与の関係を含めまると、知事会の五百億に近い数字になって参ります。私どもとしては、給与の関係は義務的な経費でございますので支出しなければなりません。従って実際の予算、各地方団体の予算を見まると、給与が全額除いてあるわけでありま。従ってその圧迫が給与以外の経費の方に参っているというふうなまあ考えましたので、二百億程度の額を中心にしていろいろ検討いたします。まあ国の財政上との関係もございまして、約三%こういうことで百八十八億を出したわけでありま。

○木村禰八郎君 今度の地方財政計画の三十年度の修正のうちの失業対策事業費、これについてまあ当初計画で地方の負担分は落しておったのを、今度はそれを政府の方で、これをことに資材費で超過負担をする。こういうこと

になったのですか。で、これは今度だけなんです。それとも今後ともこういうふうな失業対策事業費の地方負担分については政府の方で見ていくという建前をとっていくのか。

○政府委員(後藤博君) 従来失業対策費につきましても、地方側に超過負担があるものであります。国の予算でたしか四十五億ということになっておりま。われわれは従来の実績からして、一人当り八十四円十四銭という単価を用いておったわけでありま。これが年度当初の財政計画、今までそういう方針でござりましたが、年度当初百四十億を節約するという問題になりました。本年度は財政計画全体が苦しいので、一応この超過分だけを落し節約に回す、その範囲内で事業をやるといふことにいたしましたので、それを今回の百六十億の際に財政計画上もとに戻したわけでありま。

○木村禰八郎君 それはわかりま。そうしますとね、前に節約するために三十九円落した。そうすると失業対策事業一般として、最初政府が一般会計、たとえば本年度は二十二万です。昨年十七万に對して五万をふやして二十二万、そうして中央負担分、地方負担分、こういうふうにして失業対策をやるとしよう。ところが一割節約して三十九円落してしまうと、その政府の二十二万の失業対策は、地方でそれを負担できない、三十年度ね……それがうまくいかないとなると、そういう混乱が出てくるのじゃないですか、落したときの質問なんですよ。

○政府委員(後藤博君) 超過負担といふのは一律にあるわけでもないのであ

りまして、団体によって非常に超過負担が違います。従いましてまあ財政計画の上では一律に八十四円見おったのであります。年度当初節約を立てますとやはり、四十五億ということになりますので、その範囲内でやつてもらいたいというふうな私どもは考えたのであります。しかし現実にはおっしゃるようなことになりまして、それは持ち出し分は赤字になる、持ち出しになるかという問題はやはりあります。

○木村禰八郎君 私、方々地方へいきまして、計画はなるほど失業対策はこうなっているというのですけれどもね。ところが地方財政の方に金がないとか、政府からもらった分の範囲でやるとか、そうすると計画通り失業対策ができないのです。そういうことが、こういうふうな今まで、めんどろ見ていたのを三十九円落すということによって、そういう今お話しになったことが計画通り具体的に失業対策がいかなないという点が起ってくる、実際問題としてそういうことを考えられるかということなんです。だから地方にやつていろいろ違ふと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 実際問題といひましては、国で考えました失業対策の総事業費ですね、総事業費以上の失業対策事業が地方に行われているのであります。従って国が立てました計画はたとえ単価を落しても、やはり国の分量、国が予定した分量は減っていないと思ひます。ただそう従来のように持ち出しがたかきんでなくなりまして、地方の関係において事業圧縮は多少やつております。

それはだからと

いつて国が予定しました失業対策の量をやっていないかと申しますと、そうではないのであります。むしろ国が立てました計画以上の失業対策を単独事業の格好でやつているのであります。さようなことになっております。

○木村禰八郎君 それはやつています。単独事業でね。しかし地方財政が非常に困難なときに、今までめんどろを見ていたものを、三十九円落せば当然地方負担が多くなるでしょう。それは当然ですね。それを負担し切れない場合ですよ。だから当然の方の事業もそれで負担し切れないといへば、これは延びるか、事業が少くなるかですよ、そうせざるを得なくなるのです。

○政府委員(後藤博君) 二つあると思ひます。団体によって超過負担をしてまでも事業をやつていこうとする団体と、それから経費がないから、健全財政の建前から赤字を出すのはいやだから事業を縮小する、この二つの団体があつて思ひます。しかし全体として見ますれば、国が予定しました事業量以上の仕事をやつておりますので、私は国が考えている失業対策事業といふのは大体行われるだろう、こういうふう

に申し上げたのであります。

○木村禰八郎君 行われるだろうといふのは……私は実態を知りたいのです。何も非難するとか何とかというそういうことではないのです。実態ね、たとえば一番知りたいのは、国が失業対策計画を立てますね。その計画通りに行われぬということね、いろいろなケースがありますね、その原因としては、その一つとして、こういうものを落すことによって計画通りい

きましては、あるいは後藤財政部長からお話があるかと思いますが、先ほど後藤財政部長から御答弁いたしましたように、政府で計画しております二十二

としての事業を合せますと、予定している計画は大体できておるのであります。ただたとえば京都府のように非常に財政事情が悪いところ

りますとか、あるいは福岡の炭鉱地帯というようなところで多発的に失業者が出るようなところでは若干無理がきいているのではないか、こういうふうなこ

見方、それから補助率等につきまして
は、来年度予算編成に当りまして、で
きるだけ財政の負担のことも考え合せ
まして適正にいたしたいと思えますと

ては何らかの特殊の考え方を加味して
いく必要があるのではないか。まだ結
論に達しておりませんが、若干そうい
う気持ちをもって私も今検討中ござ

実態につきましてはあるいは自治庁の方からお答えがあるかもしれませんが、一般的には大体計画通りいっているものと私は考えております。

お述べになりましたことで、京都とかか
呉とか広島、大牟田、それから炭鉱地
帯の田川、ああいうところにも失対の

問題はいくらでも、その失効の問題は

ました。前、佐賀県ですね、佐賀に私
が行ったときに、鍋島さんに会ったと
きに、前のデフレ政策で炭鉱がどんど
んつぶれて失業者がどんどん出たわけ

でも地方負担分がつくので、国の政策として必要でありながら、地方財政の負担がくっつく、そういうので非常にこれは矛盾しているという、苦しんで

うときにこの資材費の節約によって負担を落すなどということになると、一そうそういう困難を加重するように思つたものですから、これは今度は復

らそういう意味でも質問したんですね。

それからもう一つだけ、交付税率についてはどういうことになるのです

したということは、税率自体にはどう
いうふうなことになるかとありますか。
○政府委員(後藤博君) 今回の措置
は、交付税率の引き上げによるもの

の方法は、交付税の例によって配分するということになりますので、交付

務の単位費用の計算と同じような計

○委員長(岡崎眞一君) 河野農林大臣が見えましたから、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして

○木村禰八郎君 食管会計の借入金の二千六百億を今度は九百億ふやして三千五百億にする法律案が出ているわけですが、御承知のように食管会計の間

も、あるいはまた三十一年度、今後の財政計画全体の問題にしても非常に重要な問題であることは農林大臣御承知の通りですね。ですからこの際食管会

ですね。これについて一応伺っておきたいと思うのです。さしあたり本年度の米の予約集荷二千三百五十万石予定とされておった、それが今度は三千三百二

その結果配給価格を上げないとすれば、今の百九円とすればそこで赤字が出てくるはずですね。その面からだけのみ一応見て御質問するのですが、そ

入その他節約ができる分等があるで
しょうけれども、そういうものは一應別
にして、食管においては赤字が出る。

そこでこの食管会計の初歩をどうす

○国務大臣(河野一郎君)　そういう計算には私はならないと思うのであります。なぜかと申しますと、御指摘のように買上数量はふえましたけれども、

りまする配給日数は予算編成の当時と同じであります。それ以上のものにつ
きましては、希望配給といたしまして
百二十円を出しておりますから、これ

掛けを加えたもので配給いたしておりますから、これに関する限り赤字は出てこないであります。でありますから買上数量がふえたからといって、今

によって赤字が出るということは、出てこない計算になるのでございます。これは全然別の、今回の措置は、買上数量がふえますので、そこで常に必要

御承知の通り出来秋に農民の方から渡されるものはどんどん買い上げますので、買上数量がふえますから、そこを

うことになりまして、これは明年度の予算編成に当りまして十分に今後のこ

とを、徳承知の通り現在の食糧の米

現在の価格とのフリ合いがどうなるか
やみ価格はいままで下って参りますと
麦の消費がなくなりまして、米の方に
消費が転換して現在おるわけでござい

非常に工合が悪いようですね、ないしは麦の消費が非常に減っております。そういうようにただいまの収量が非常に多かったことよつて、せつかく粉

に消費が逆転しておるといふようなこと
 につぎましては、ここで米と麦との
 価格差をどうするかという問題をきめ
 なければならぬだろうと思うのであり

定値の上に立つて、米の消費量はどのくらいあるか、麦の消費量はどのような値をたどるか、それを見た上で米の需給の推算を立て、そして価格の

な問題を総合的にきめなければならぬ段階に現在きているわけでございますから、これの検討には非常に時日を要しますので、いずれ通常国会こそそれ

管会計につきましても十分検討を加えて明年度の予算を編成して参りたい。その際に根本的に解決をしたい。

また木村さんの未読で、**紋治指図**を

する議論があるが、これは赤字をなくする原因に由発しておることが非常に多いということでございますが、政府はそういうことは絶対に考へておりません。食糧が赤字であるから統制を撤廃しなければならぬといううなことは、少くとも私に關する限りは全然そういうことは考へておりませんから、この点は一つさう御承知を願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 それは今になって河野さんそうおっしゃるが、統制撤廃の問題が起つてきた経過をこらになれば、食糧會計の赤字というものは、これは重要な問題であつて、河野さんは今さうお答えになるが、この経過から見ますと、それはもうこの赤字をいかにしてなくすかということが重要である。しかも今二千三百五十万石、超過分については希望配給百二十万石であつて、赤字にならぬということだが、百九万石はどうなるのですか、普通の配給分は……この買い上げ値段を上げましたから、それはその分はやはり赤字が……

○國務大臣(河野一郎君) それは前回御説明申し上げた際に計算に入つておりますから、さう御承知を願ひたいと思ひます。前回の夏の議会で御説明申し上げました通り、買い上げ価格を、農民からの価格を上げるときに、その赤字がこれだけ出てくるということに對しては、この赤字の引き当てはさういふふうにはいたしませんと御説明した点を目下進行いたしております。米がとれた、買い上げ数量がふえた、ふえないによつて、私はやつていないといふことを申し上げたのであります。

○木村義八郎君 そうじゃなくて、前

はあの赤字の補てんについては輸入食糧の値下りその他によつて補てんする。それから減収加算の問題がありましたが、それで御承知のように食糧會計では、今後の赤字を補てんする、今後は輸入食糧の値下りその他があるから、今後の赤字は別として、今まででしたら余裕がないはずでしょう。

○國務大臣(河野一郎君) 食糧會計については一般会計から補てんをしていけないというものじゃないのであつて、生産者から高く買つて消費者に安く売るのでございますから、つまり今の値段で買つて、さうして百八円で売りますれば、インベントリーをくずすとかその他のことによつて赤字は出ます。この出るによつては、今年度については前回御説明申し上げた通りでございます。今回の敷作もしくは買い上げ数量が二千三百五十万石が三千二百五十万石にふえたことによつて赤字が出ることはないと申すことを申し上げたのであります。現在の情勢のままでは赤字は出ま

す。現在の情勢のままでは赤字は出まがふえることによつては出ないということ、私が申し上げたのは、百八円で一カ月都市が八日分、生産地が何日分、配給は、これは計画済みのことでございますから、前回と違つておりませんといふことを私は申し上げたのであります。ただしこれを明年度このまにすれば、本年度におきましてインベントリーを百億くずしておるといふようなことでございまして、明年度のまにこの状態を続けるとすれば、一般会計から百億前後のものを埋めていかなければ続けていくことはできない。これは当然でございます。し

かしこれを入れることはできないから、入れるわけにいかないから統制を撤廃するのだという議論は私はとりませんといふことを申し上げたのであつて、これは現在のように消費者のために助けておる、生産者のために助けておる。いずれがいきなりいたしまして、生産者から高く買つて消費者に安く売るのでございまして、その差額は、私は、これは社会政策的見地から言つても当然ある程度のことは考えなければならぬ場合もありましようし、とにかくこれだけの食糧政策を政府が行なつておられます以上は、全然これに負担なしといふことは不可能であつて、これはあることが当然だといふふうで考へております。

○木村義八郎君 今農林大臣が言つた後者ですよ、あのことが、今後の食糧會計というものを長期的に考へて、統制撤廃の問題が起きて、そののみじゃありませんけれども、有力な原因であつたことは否定できない。新聞によりますと、来年度河野さんは今の百九万の配給値段を今の希望配給百二十万に引き上げる必要があるやに談話が出ておりましたが、消費者価格を、配給価格を上げる意思があるのですか。

○國務大臣(河野一郎君) それは木村さんの非常な……どこでさういふものを御覧になつたか知りませんが、私は百八円を百二十円に上げる意思があるといふようなことは絶対に考へたこととございませぬし、さういふことを申したことはありませぬ。私の見る新聞にはさういふ記事が出ておつたことを私は見ておりません。さういふことは考へておりません。さうでないものであつて、先般衆議院の予算委員会にお

いて、社会党の某委員から、消費者価格を上げる意思があるかどうかといふお尋ねがありましたから、現在ただいまは上げようと思へておりません。さういふことをお答えしたのであります。しかし将来にわたつて絶対に上げる意思があるかないかという御質問でございまして、今せつかく私は各方面の權威の方々にお集まりを願つて、今申し上げましたように、麦の価格、米の価格、イモの価格等について御検討願つておりますから、この総合的な御答申を得た上で政府は適當に考へて行くべきだ、さう考へております。

○木村義八郎君 それは新聞を御覧に入れてもいいですよ。小さい記事であります。これは上げる意思はない……

○國務大臣(河野一郎君) 意思はあります。上げる意思ありやいなやは今後段々で答へ申し上げた通りであります。

○木村義八郎君 そうすると、来年度の予算については、来年度については一応一般会計から百億程度を赤字補てんのために食糧へ繰り入れる。その程度のことを農林大臣は考へられておられるわけですね、消費者価格を上げないとして、その赤字補てんとしてですね。

○國務大臣(河野一郎君) それは今申し上げました通りに、消費者価格をどういふふうにするかといふことは、今、委員の諸君にお願いをしまして、内閣に農産物価格審議会を置いて、そこでせつかく御検討を願つております。そこで消費者価格をどうするかといふことが最も大きな問題となつて御検討中と、これは経済企画庁の所屬の

委員会をやつておりますが、伺つております。私も二、三回出席をいたしました。その答申を待つた上で、一般農産物の価格の算定方式もしくはこの価格方式については出していただけると思つておりますから、それらを見た上できめるべきで、将来にわたつて配給価格はどうするかといふことは、今ここで私が言明すべき段階ではないので、年度内にどうするか、今すぐ消費者価格を上げるか上げぬかと言へば、直ちに上げる意思はございません。これはその通りでございます。これは明年度を通じてどうだといふことであれば今申し上げた通りでございます。しかし今百億は現状の施策を続けて参れば大体今年百億程度の赤字になつておることに参りますが、ただしそれについては、なお私は来週中からでも、これからの米の政策をどうするかといふことについて、しかるべき權威の方にお集まりを願つて、昨年もありましたが、今年も食糧懇談会を持ちまして、その懇談会で各方面の權威の方々の御意見を十分に伺つて、私の最後の自分の腹、態度といふものをきめたいと思つておりますから、その結果、その方針によつて閣議の御了解を得て明年度の予算を編成して参りたいと思つておりますから、今直ちに明年度はどうするかといふことは、こゝで申し上げる段階に立ち至つておりません。

○木村義八郎君 そこが問題ですよ。一般会計から来年度食糧百億を飯に繰り入れるといふことになると、もう河野農林大臣よく御存じのように、来年度の予算がどうなるかといふことは、大体どういふ形になるか、大休福田君

○国務大臣（河野一郎君） どうも私が
申し上げていることを一つ申し上げた
通りに御了解願いたいのであります。

私は消費者価格につきましては今直ちに上げる意志は持っておりません。ただし将来に当りましては、今くどういようであります。委員会の決定によつて、それを資料にしてきめますのでありますから、上げるとも上げんとも言うことではございません。これは未定でございます。明年度の予算の編成には当然これらを資料にして決定することになると思ふのであります。これが第一点。第二点は、そういう百億の余裕が明年度の蔵入等から見てないのである。

から上げざるを得ぬのじゃないか。統制を撤廃して、だんだんとそれを推進していくって統制撤廃することになるだろうというような意見は、私は農林大臣の責任において申し上げますが、そういうようなことは絶対私は考へません。私は、財源がないから統制を撤廃するとか、財源がないから消費を価格を上げなければいかぬとか、財務当局が何と申されるかもしれないけれども、私は農林大臣の責任において、これは重要な政治の中において

○国務大臣(河野一朗君) 外米についてはお説の通り同様に私は考えております。幸いに外米も非常に豊作でございます。まして、国際的に麦の価格よりも外米の価格の方が下落の傾向が強いのでございまして、麦は割合に強調調子でございまして、値が下つて参りませんけれども、米の方は国際的に非常に下つてきております。従つて、予定よりも相当に安く買えますので、将来は外米は、今お話の通り、麦、外米、内地米というようなもののバランスを十分検討いたしまして、正常なる価格に置きかへる必要があるだろうと、こう考えております。

いまするが、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないと認めます。それではこれから採決に入ります。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することによる賛成の方の挙手をお願い申し上げます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

るのですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 運用の方法といしましては、国庫余裕金を運用いたしましたして、一時借入金で泳いで参りました、長期借入金をいたす前に一般会計予算の補正をいただきまして借入金をいたしたいと、かように考へております。

○小林政夫君 そうしますと、借入金のワケは払げたけれども、実際には使うつもりはないものだ、そうやっておることは歳入面にはつきり入れるということだけの意味ですか。

○政府委員(宮川新一郎君) さようで

○木村福八郎君　これでもう終ります
が、間接統制の場合、これは是非は一
応別として、価格バランスを考えるこ
とになったということは一つの進歩だ
と思う。これを考えずに、ただ数量だ
けで需給がうまくいくはずがないの
ですから、この点は進歩だと思ひます
が、そうしますと、かりに間接統制に
移す前提としては、そういう大体食糧
の価格バランスが一応安定的な姿をよ
らなければ条件が満たされないと、こ
う考えていいわけですか。

なほ諸般の手續は、慣例によりまして委員長にお任せ願うことにいたしました。多敷意見者の御署名をお願いいたします。

多敷意見者署名

土田國太郎	小林政夫
木村禰八郎	前田久吉
苦米地義三	菊田七平
白井勇	青柳秀夫
成瀬幡治	藤野繁雄
大矢半次郎	青木一男

ごさいいます。

○小林政夫君 従つて實際問題として
は、この百六十億に對する支払ひ利子
は起らない、かういふことですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 實際問題
としては、利子の支払ひは起らないと
思いますが、長期借入金を財源といつ
ておりまする關係上、所要の規定を
本改正法案に入れた次第でござい
ます。

○木村禰八郎君 この一時借入金につ
いて、この点、少しわからないのだけ
です。

○國務大臣(河野一郎君) その通りでございます。

○委員長(岡崎眞一君) それでは他に、御発言もないようでございます。が、質疑はこれで終つたものといいたしましてよろしゅうございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(岡崎眞一君) それでは御異議ないものと認めます。

それではこれから討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます。

○委員長(岡崎眞一君) それでは、次に交付税及び譲与税配付金特別会計注しの一部を改正する法律案を議題といたしますが、質疑を中止しておりますが、続行いたしましょうか、いかがいたしますでしょうか。

○小林政夫君 今度、この会計の一時借入金及び借入金のワクを、それぞれ百六十億ふやしておる。これらの提案者の運用の意図というか、どういうふうに、それぞれ一時借入金も百六十億ワクをふやし、借入金も百六十億ふや

金の操作、そういうものを歳入に立てると言いますか……。

○政府委員(宮川新一郎君) 歳入の財源といたしましては、預金部資金からの借入金を予定いたしております。しかし、実際は借り入れをいたさない。資金繰りといったしましては、国庫余剰金を一時借入金の方でいたしまして、それで交付金特別会計に繰り入れまして地方に流す、かような次第でございます。

○木村義八郎君 しかしそれはその形を整える……。実際はやはりどうもおかしいですね。自分の資金を、実際はそうですよ。自分の資金を自分で蔵入するので。実際はそうなんですよ。そうならないのに形をずつとしていくでしょう、実際そうじゃないですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 現在の予算総則に定められております二十億につきましても、一時借入金、あるいは国庫余剰金の振りかえ使用で当てるのかしてございまして、要なことに相ならないと思ひますが……。

○木村義八郎君 それじゃおかしいまま、時間がたつてから、もう、これ……。(笑聲)

○委員長(岡崎眞一君) ほかに御発言もないようでございますが、これで質疑は終了いたしました。よろしくお願ひいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡崎眞一君) 御異議ないものと認めます。

それでは討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 私はただいま上程の交付税及び譲与配付金特別会計法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

反対の理由の第一は、この改正案の項目の10にあるのですが、百六十億の借入金と一般会計とで繰り入れてこれを補填するということになっていきますが、それは一般会計の繰り入れ補填の内容はどうかという質問をしたんですが、これがはっきりしてないんです。それで通常国会において一般会計の補正を出す——それまでに一般会計の補正を出すというお話でしたが、しかしこの法案を認める場合には、百六十億の借入金と一般会計とで繰り入れる場、どういふ形で補填するか、その内容がわからなければ賛否を明らかにすることができないわけですね。非常にこれは無責任な法律案の出し方だと思ひます。で、わからないまま、かりにこれを賛成して、あとになって百六十億の一般会計での補填の仕方が、公共事業費をそんなにたくさん削るはずがないと思つたところが、公共事業費を予想よりもたくさん削つたとか、あるいは一般経費の節約その他公共事業費の繰り延べ、あるいは節約の内容を見ても、災害復旧費、治山治水、港湾、漁港等々についても相当異論が出てきた場合、一体責任がとれるかどうか。本来ならば、はっきりこれは、ここで一般会計の補正として出すべきものを、このようになくそくな借入金という形で出してきて、それに伴つて起つてきたこの法律案の改正などございしますから、これはどうしても、私、承服できないのであります。反対せざるを得ない理由の第一であります。

それから第二は、今わからないまま質問を打ち切りましたけれども、どうも突進においては、これは一時借り入れといつても政府の資金を自分で借りるような形になつておるんです。建前は、これは法律違反にならないような形になつておるけれども、実際にどうもそのところは非常に私はおかしいと思ひます。割り切れない。まあそういう突進をよくわれわれからぬわけでありまして、この法律案に賛成することはできないわけですね。以上の二点の理由によつて反対するわけでありまして。

○委員長(岡崎眞一君) 他に御発言もないようでございますが、討論はこれをもちまして終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡崎眞一君) それではこれより採決に入ります。

交付税及び譲与配付金特別会計法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の御挙手をお願い申し上げます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎眞一君) 多数でございます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は慣例によりまして、委員長に御一任をお願いいたします。

これから多数意見者の御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

土田國太郎	前田 久吉
小林 政夫	苦菜地蔵三
菊田 七平	白井 勇
青柳 秀夫	藤野 繁雄
大矢半次郎	青木 一男

○委員長(岡崎眞一君) 次に租税及び金融等に関する調査を議題といたしまして、財政投融資に関する件を問題といたします。

○小林政夫君 財政投融資の執行状態が、いろいろ三十年当初予算算のときに計画された状態と違つて参つておるようでありますので、この状態について御説明をわずらわしいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 今年度の財政投融資が当初の計画に対して若干をききたして参つておるようでありまして、この点は、財源と申しますか、原資の面の問題と、運用面における問題と両方あるものであります。

まず最初に原資の面について申し上げますと、主として二つの点から当初見込みました原資が予定通り集まらないうということに相なつておるわけでありまして。その第一は郵便貯金の増加の点であります。最近までの推移を申し上げますと、本年の四月から十一月末までにおける増加額の去年の同期間における増加額に對する比率が、去年に對してことは約二百三十億ばかり減つたということになっております。しかるに去年の年度間の郵便貯金の増加額が約千億弱、九百九十億といふことになつておりますが、それに対して本年の当初の増加見込みは千億といふ数字でありますから、去年の実績に對して本年の見込みは約百億ちよつと多く見込まれておるということに相なるわけでありまして。しかも十一月末までの実績においては、去年よりも約二百三十億減少いたしておりますから、兩者を合せて考えますと、十一月末において本年の計画に對して不足いたしておるものがあるやうな三億ちよつとに上つておるということでありまして。郵便貯金の増加の状況はそういうわけではなはだ当初の予定に比べまして不振の状況にあるのであります。が、今後の見込みにつきましては、できるだけいろいろその増加についてさらに努力を傾けることによつて、このおくれの状況をできるだけ回復いたすように努めて参りたいというふうな考え方に

立つて目下郵便貯金の増強について郵政当局においていろいろ努力をいたしていただいておるやうな状況であります。それからもう一点。当初の計画に對して狂いが参りました主なものは、特殊物資関係のいわゆる砂糖その他の差益を徴収いたしまして、これを財政投融資の財源に充てるという当初の計画が御承知のやうなことでまだ法律として成立するまでに至つておらぬという状況であります。かりにこれが次の国会におきまして予定通り提案されるといふした場合におきましても、当初の七十億といふものは約三十億程度が欠けという状態でありまして。さらに、かりにこれが国会の通過ということが見られないといふ事態を予想いたしますならば、七十億全部が欠けであるといふことに相なるわけでありまして。現在のところでは、私どももいたしましては、なるべくすみやかな機会にこの法案が提出されて国会を通過することを期待いたしておりますので、大体この関係で三十億程度の当初の見込みに對する不足が起つてくる、かように考えておる次第であります。そのほかこまごました、いろいろな会計からの原資、これらにつきましては増減いろいろございしますが、まあ大した金額には上らない予定でございまして、主たる問題は今申し上げました郵便貯金と特殊物資との関係、あわせて大体今の見通しでは三百数十億といふものが当初の計画に對して不足いたしておる、こういうふうな状況であります。しかば本年度末までにどういふやうな数字になりますか、この点につきましては先ほど申し上げましたように、今後の努力によつてできるだけそのおくれを

取り戻すということに期待いたしておる次第でありまして、まだはつきりしたことは申し上げられないのでありますが、まあ最悪の場合には今申し上げましたような三百数十億、あるいは特殊物資の關係の法案が通りません場合にはさらにそれよりも多く不足してくる、こういうふうな次第に相なつておるのであります。

次に運用の面でありまして、現在までこの原資の予想通り伸びないという点に對処いたしますためにとりました措置は、第一は開発銀行の關係の資金を、これは先般委員会でも御説明申し上げた通りであります、金融が漸次正常化したして参りますに應じまして、開発銀行に当初予定いたしておりました融資を民間の金融に移すという措置をとりましたことが第一点であります。これは電力その他あわせて百三十億を民間の資金に振りかえるという措置を実行いたすことにいたしましたのであります。なお開発銀行におきましては、そのほかに当初の計画よりも約二十億程度回収が増加いたす見込みでありますので、この回収増加を開発銀行の予定した資金に振り向けるならば、今申し上げました百三十億にプラス二十億、百五十億程度が政府資金の開発銀行に對する放出というものの限度として考へていっていいのではないかと、かように考へておるのであります。それから第二は電源開発公社の資金であります、この資金につきましても、金融情勢がだんだん民間にウェイトが轉移して行つていふような状況になつて参つておりますので、電源開発公社の資金コスト等に對する影響をできるだけ緩和するという含みも持ちまして、

当初の計画に對して約三十億程度を民間に移すという措置を講じたのであります。この兩者をあわせまして約百八十億程度の措置は現在まで方針として決定をいたしました。しかしながら、まだ原資の当初の予定に對する不足額に對しては十分にそれをカバーするだけの措置は講ぜられていないというところは、今申し上げました数字でおわかりの通りであります。今後これをどういふふうな形において補てんしていくか、これは今後の推移を見ながら、なるべくすみやかなる機会にその方針を立てなければならぬと考へておりましたが、現在のところではまだ具体的にその方針を決定するまでに至つておらないような次第であります。少くとも、これは例年のことでありまして、キャッシュ・ベースにおきましては、例年、年度末におきまして翌年度への繰り越しがなされる財政投資資金の資金といふものは相当多額に上つておるのでありますから、キャッシュ・ベースにおいては現在のところそう大した問題はないに年度を越すことがおそれるきるんじゃないかと考へておられますが、しかしながらキャッシュだけの問題でありまので、来年度以降における財政投資資金の財源に食い込むか、あるいは食い込まないで済みますことができるかという問題が起つてくると、こう考へられます。この問題につきましては、先ほど申し上げましたように、今後の推移を見ながら、特に原資の充実の状況等の推移を見ながら、これらの問題についての具体的な対策、補てん策といふものを考へて参りたい、かように存じておる次第であります。

○小林政夫君 新聞紙上で伝えられたアメリカ映画会社等の蓄積円、これはどうなるのですか。原資の補充になつておるのではないのでしょうか、どうですか。

○政府委員(河野通一君) お話のように映画の關係の蓄積円約二十七億であります、これが電源開発公社に對する資金として民間に移されたもの、当初の計画に比してそれだけ民間に移された、こういうふうな御承知願いたいと思ひます。そのほか、実は詳細に申し上げますならば、電源開発公社の資金の中にも、そのほかに民間において調達されておる資金が三十億程度あるものであります、これは当初の計画よりふくらんだ、当初私どもが計画予定いたしましたよりも事業計画その他の關係で所要資金がふくらんできましたので民間に轉移されたものといふふうには参りません資金であります。

○小林政夫君 今後キャッシュ・ベースにおいては差しつかえない、いわゆる資金繰り的には差しつかえないけれども、要するに資金量のワタとしては、今のようなお話だと、十一月末現在で考えればかなり原資が不足するわけです。まあ郵便貯金等の貯蓄増強に一段と骨を折られるとしても、不幸にしてこのような状態で推移するとすれば、その「しわ」はどこに持つていくつもりですか。

○政府委員(河野通一君) しわということではあります、これは二つかあるいは三つになると思ひます。一つは何かの方法で原資の充実ができるかでないかといふ問題が一つありまして、これはいろいろな方法があると思ひます。私はできるだけそういった方途はとりたくない、たとえば国債を売却するとか、そういった方途はできるだけとらないようにしたいと考へております。それからもう一つは、運用の面におきましては、先ほど申し上げましたように、一つは、ずらして、つまりキャッシュ・ベースにおいてずらすというところは、結局来年度の投資資金計画のワタの中にずれ込む、そういうのが一つであります。もう一つは、そういうずれ込みの問題でなしに、実体的に切つてしまふ。ことし当初予定したものを、投資資金計画を切つてしまふ、削減するといふことが別にあります。この問題につきましては、開発銀行、電源開発公社につきましては先ほど申し上げましたような処置をとり得たのであります、その他の投資資金計画の中に入つておりますもの、たとえば中小企業金融の關係の機關——国民金融公庫でありますとか、中小企業金融公庫でありますとか、そういった資金を削減することとか、そういう資金を削減することは相当慎重に考へなければならぬ。そのほか、あるいは地方債にいたしましても、そういう削減というものが実質的に削減することができるかできないかといふことも、いろいろ考へなければならぬ問題があるかと思ひますが、まあそういうこともさういふ実体的に削減をしてしまふという考へ方も一つあります。

これら問題をいろいろ彼此勘案いたしまして、どれが一番経済全体に對する悪影響が少なくてやるのに適當な方法であるかといふことは、これは十分検討しなければならぬと思ひます。私は今のところ足りない分はこういう方法で処置をいたしますといふことは、まだはつきり決定をいたしておりません。いたしてはおりませんが、まあ考へられるところは今申し上げましたような三つ、大きく分ければ二つであり得るというふうなことを申し上げる以上には、まだ現在の段階としては進んでおらぬ。こういうふうに御承知願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 方法としては、まあ、おっしゃる通り抽象的な言い方としてはその通りなんですけれども、ずらすとか削減するとかいふ問題を、投資資金を投入する相手、たとえば開発銀行、電源公社、輸出入銀行、いろいろずつとあるわけです。そのどこでどこでやりくりをするか、少くともこの点においては、やりくりしない。今お話のあった国民金融公庫、中小企業金融公庫といふようなものにおいては削減とか、あるいは、ずらすとかいふことはやらない、こういう最低のベースで、繰でも話をする、それもできないですか、話を。

○政府委員(河野通一君) 中小企業金融關係の資金の削減といふことは、まあ私はやるにしても最後であつて、できるだけ手はつけないでいきたい、またおそれるさういふものに手をつけたいですませ得るというふうな考へております。そのほかにおいて、たとえば輸出入銀行の資金をどうするか、あるいは輸出入銀行の資金と開発銀行をさらに削減と、民間へ持つていくといふことができるかできないかといふ場合に、どつちを優先するかというよ

うな問題につきましては、もうしばらく検討をさせていただきたいと、かように考えております。

○小林政夫君 原資の問題として、今一例として国債の売却という話が出ましたが、外為会計へのインベントリーが残っておるんでしょう。こういうようなものは全然問題にはなっていないのですか。外為資金特別会計……。

○政府委員(河野通一君) 今のお話は、恐らく一般会計から外為会計へ繰り入れた資金の問題だと思いますが、これを今どうするということは全然考えておりません。

○委員長(岡崎真一君) 他に御質問はございませんか……。

御質疑がなければ本件はこの程度にとどめます。

○委員長(岡崎真一君) 次に諸願の審議をいたしたいと思います。その前に、この際、調査報告書に關しましてお諮りをいたしたいと思います。

御承知のように、本委員会におきましては、先に議長の承認を得まして租税及び金融等に関する調査を行なつて参りましたが、その対象は広汎であり、会期中に調査を終ることは困難でありますので、議長に対して、まだ調査を終らない旨の報告書を提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎真一君) 御異議ないと認めます。

なお右の報告書の内容、手続及び提出時期等につきましては、前例によりまして委員長に御一任を願うということにいたしたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎真一君) 御異議ないと認めます。

それではさよう決定いたしました。

ちよつと速記をとめて下さい。

午後三時五十四分速記中止

午後四時二十六分速記開始

○委員長(岡崎真一君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

十二月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月五日)

一、交付税及び護与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月七日)

昭和三十年十二月二十日印刷

昭和三十年十二月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局